

ネットワーク

がんばってまーす

最近の公害苦情相談について

愛媛県新居浜市環境部環境保全課主任

加藤 智志



新居浜市は、北は大小の島々が浮かぶ瀬戸内海に面し、南は急峻な四国連峰を望む自然豊かなまちであるとともに、臨海部に四国屈指の工業地帯を有する都市でもあります。別子銅山の開坑と、そこから派生した様々な産業によって、一農漁村から大きく発展を遂げ、現在の新居浜市を築いています。

1691年に開坑した別子銅山は、日本三大銅山に数えられ産銅量世界一にもなりました。しかし、明治時代になり急激な近代化により、精錬所から排出される亜硫酸ガスが、周辺地域の農作物に被害を及ぼすという事態が発生しました。当時は亜硫酸ガスの回収方法が確立されていなかったため、解決には長い時間を要しましたが、企業の煙害克服への取り組みにより昭和初期に煙害を根絶することができました。このように、新居浜は公害を乗り越えたまちでもあります。

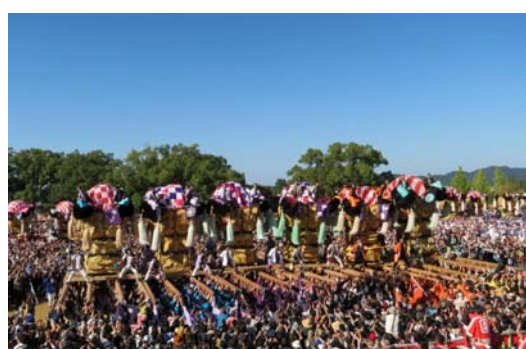
私が所属する環境保全課環境衛生係は、公害苦情、犬猫業務、し尿処理及び浄化槽に関する業務などを行っています。新居浜市における公害苦情件数は年間約150件程度であり、その割合は、大気汚染が60%、水質汚濁が10%、騒音が15%、悪臭が10%、その他が5%となっています。

私は主に公害苦情の業務を担当していますが、最近の新居浜市における苦情相談について書きたいと思います。どの自治体でもそうではないかと思いますが、環境法令で規制できないような苦情の相談が、昔と比べて増加していると思います。隣の洗濯機の音がうるさい、給湯器の音がうるさい、換気扇から排出される油の臭いが我慢できないなどの相談があります。現地へ行き、状況を確認しますが、通常生活していれば発生する程度の音や臭いの場合が多いです。しかし、相談者は、「行政が何とかして解決しなければならない！」と言います。「それはお互い様でしょ！？あなたも何かしらの生活音を発生させているのでは！？」と思う気持ちを抑えながら、じっくりと相談の内容を聞き取りします。相談者が我々に伝えたいことをすべて話し終わってから、相手に対してどういった指導ができるか、法的に規制がないことなど、行政からの話をするようにしています。相談者の話の途中の段階で、法的な規制がないことを伝えると、「行政は何もしてくれないのか！」と、不要なトラブルにもなりかねません。また、相談内容にもよりますが、法的に規制がないことが分かっている場合でも、できるだけ1度は現地へ行くこととしています。市役所が来てくれたことで納得してくれることや、ちょっとした事で解決した事例もあります。室外機がうるさいといった相談で、調査すると定期的にメンテナンスをしていなかったため、専門業者にメンテナンスをしてもらった音はかなり小さくなったことなどもよくあります。

最後に、新居浜市について少し紹介したいと思います。現在はすでに閉山となった別子銅山ですが、深い山奥にある当時の遺構が、南米ペルーのインカ帝国の遺跡になぞらえて「東洋のマチュピチュ」といった別名をもつ観光地となっています。また、毎年10月中旬に開催する新居浜太鼓祭りは、豪華絢爛・勇壮華麗な男祭りとして知られており、県内外から大勢の観衆を集めております。新居浜市出身者のなかには、「盆、正月には帰らずとも、祭りには帰る」と全国から毎年楽しみに帰郷する人たちもいます。愛媛へお越しの際は、新居浜までぜひお越しください。



東平（東洋のマチュピチュ）



新居浜太鼓祭り